



鳥取県公報

平成17年12月26日(月)
号外第208号

毎週火・金曜日発行

目 次

公安規則	金属屑業条例施行細則を廃止する規則 (12) (生活安全企画課)	1
人委規則	最高の号給を超える給料月額を受ける職員等の給料の切替え等に関する規則 (35) (給与課)	1
	平成18年 1 月 1 日における昇格又は降格の特例に関する規則 (36) (＃)	2
	職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則 (37) (＃)	3
	給料表の適用範囲に関する規則及び職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関 する規則の一部を改正する規則 (38) (＃)	6
	初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則 (39) (＃)	7

公安委員会規則

金属屑業条例施行細則を廃止する規則をここに公布する。

平成17年12月26日

鳥取県公安委員会委員長 倉 都 祥 行

鳥取県公安委員会規則第12号

金属屑業条例施行細則を廃止する規則

金属屑業条例施行細則 (昭和27年鳥取県公安委員会規則第 1 号) は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会規則

最高の号給を超える給料月額を受ける職員等の給料の切替え等に関する規則をここに公布する。

平成17年12月26日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

鳥取県人事委員会規則第35号

最高の号給を超える給料月額を受ける職員等の給料の切替え等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年鳥取県条例第109号）附則第2項の規定に基づき、平成18年1月1日（以下「切替日」という。）の前日において職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号。以下「給与条例」という。）別表第1から別表第5までの給料表に定める職務の級における最高の号給を超える給料月額（給与条例別表第3アの備考2又はイの備考2の規定の適用を受ける職員にあっては、これらの規定の適用がないものとした場合の給料月額。以下同じ。）を受けていた職員（以下「最高の号給を超える職員」という。）、切替日の前日において任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年鳥取県条例第4号。以下「任期付研究員条例」という。）第6条第4項の規定による給料月額を受けていた職員（以下「6号給を超える任期付研究員」という。）及び切替日の前日において任期付職員の採用等に関する条例（平成14年鳥取県条例第67号。以下「任期付職員条例」という。）第7条第3項の規定による給料月額を受けていた職員（以下「7号給を超える任期付職員」という。）の給料の切替え等に関し必要な事項を定めるものとする。

(給料月額の切替え)

第2条 最高の号給を超える職員の切替日における給料月額（以下「新給料月額」という。）は、次の式により算定した額とする。

$$\begin{aligned} & \text{切替日におけるその者の属する職務の級における最高の号給とその1号給下位の号給との差額} \times \frac{\text{その者の}}{\text{切替日の}} \\ & \frac{\text{切替日の前日における給料月額（以下「旧給料月額」という。）} - \text{切替日の前日におけるその者の属する}}{\text{前日におけるその者の属する職務の級における最高の号給とその1号給下位の号給との差額}} \\ & \frac{\text{職務の級における最高の号給の額}}{\text{職務の級における最高の号給の額}} + \text{切替日におけるその者の属する職務の級における最高の号給の額} \end{aligned}$$

(期間の通算)

第3条 最高の号給を超える職員に対する切替日以後における最初の給与条例第4条第8項ただし書の規定又は職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成14年鳥取県条例第45号）附則第2項から第4項までの規定の適用については、その者の旧給料月額を受けていた期間（人事委員会の定める職員にあっては、人事委員会の定める期間）をその者の新給料月額を受ける期間に通算する。

(6号給を超える任期付研究員の給料月額の切替え)

第4条 6号給を超える任期付研究員の新給料月額は、旧給料月額から2,000円を減じた額とする。

(7号給を超える任期付職員の給料月額の切替え)

第5条 7号給を超える任期付職員の新給料月額は、旧給料月額から2,000円を減じた額とする。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、最高の号給を超える職員、6号給を超える任期付研究員及び7号給を超える任期付職員の給料の切替え等に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

この規則は、平成18年1月1日から施行する。

平成18年1月1日における昇格又は降格の特例に関する規則をここに公布する。

平成17年12月26日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

鳥取県人事委員会規則第36号

平成18年1月1日における昇格又は降格の特例に関する規則

平成18年1月1日（以下本則において「基準日」という。）に昇格又は降格をした職員については、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める給料月額を基準日の前日に受けていたものとみなして職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年鳥取県人事委員会規則第10号）第8条の4又は第8条の5の規定を適用する。

- (1) 当該昇格又は降格がないものとした場合に基準日に昇給をすることとなるとき。 当該昇格又は降格及び当該昇給がないものとした場合にその者が基準日に受けることとなる給料月額
- (2) 前号に掲げる場合以外の場合 当該昇格又は降格がないものとした場合にその者が基準日に受けることとなる給料月額

附 則

この規則は、平成18年1月1日から施行する。

職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年12月26日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

鳥取県人事委員会規則第37号

職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

職員の給料の調整額に関する規則（昭和31年鳥取県人事委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後		改 正 前	
別表第2（第2条関係）		別表第2（第2条関係）	
ア 行政職給料表		ア 行政職給料表	
職務の級	調 整 基 本 額	職務の級	調 整 基 本 額
略		略	
3 級	8,500円。ただし、1号給 <u>8,271円</u>	3 級	8,500円。ただし、1号給 <u>8,298円</u>
4 級	<u>9,700円</u>	4 級	<u>9,800円</u>
略		略	
7 級	<u>11,200円</u>	7 級	<u>11,300円</u>
8 級	<u>11,800円</u>	8 級	<u>11,900円</u>
9 級	<u>12,800円</u>	9 級	<u>12,900円</u>
10 級	<u>13,500円</u>	10 級	<u>13,600円</u>
略		略	

イ 公安職給料表

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	8,100円。ただし、2号給7,029円、3号給7,326円、4号給7,645円、5号給7,956円
2 級	9,000円。ただし、2号給7,717円、3号給8,041円、4号給8,451円、5号給8,896円
3 級	9,800円。ただし、2号給8,905円、3号給9,265円、4号給9,630円
4 級	10,600円。ただし、1号給10,363円
略	
7 級	12,200円
8 級	12,700円
略	
10 級	13,900円

ウ 教育職給料表(1)

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	9,300円。ただし、2号給6,615円、3号給6,889円、4号給7,213円、5号給7,569円、6号給7,969円、7号給8,419円、8号給8,716円、9号給9,013円
2 級	11,600円。ただし、2号給8,572円、3号給8,883円、4号給9,193円、5号給9,526円、6号給9,882円、7号給10,372円、8号給10,890円、9号給11,412円
3 級	12,700円(給与条例別表第3アの備考2に定める職員にあっては、12,900円)
4 級	14,000円

エ 教育職給料表(2)

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	8,400円。ただし、2号給6,615円、3号給6,889円、4号給7,213円、5号給7,569円、6号給7,969円
2 級	11,500円。ただし、2号給7,308円、3号給7,681円、4号給8,082円、

イ 公安職給料表

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	8,200円。ただし、2号給7,051円、3号給7,348円、4号給7,668円、5号給7,983円
2 級	9,000円。ただし、2号給7,744円、3号給8,068円、4号給8,478円、5号給8,923円
3 級	9,800円。ただし、2号給8,932円、3号給9,297円、4号給9,661円
4 級	10,600円。ただし、1号給10,395円
略	
7 級	12,300円
8 級	12,800円
略	
10 級	14,000円

ウ 教育職給料表(1)

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	9,300円。ただし、2号給6,633円、3号給6,912円、4号給7,236円、5号給7,591円、6号給7,996円、7号給8,446円、8号給8,743円、9号給9,045円
2 級	11,700円。ただし、2号給8,599円、3号給8,910円、4号給9,225円、5号給9,558円、6号給9,913円、7号給10,408円、8号給10,926円、9号給11,448円
3 級	12,700円(給与条例別表第3アの備考(2)に定める職員にあっては、13,000円)
4 級	14,100円

エ 教育職給料表(2)

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	8,400円。ただし、2号給6,633円、3号給6,912円、4号給7,236円、5号給7,591円、6号給7,996円
2 級	11,600円。ただし、2号給7,330円、3号給7,704円、4号給8,109円、

	5号給 <u>8,572円</u> 、6号給 <u>8,883円</u> 、7号給 <u>9,193円</u> 、8号給 <u>9,526円</u> 、9号給 <u>9,882円</u> 、10号給 <u>10,372円</u> 、11号給 <u>10,890円</u> 、12号給 <u>11,412円</u>
3 級	<u>12,200円</u> (給与条例別表第3イの備考2に定める職員にあっては、 <u>12,500円</u>)。ただし、1号給 <u>12,114円</u> (同表イの備考2に定める職員にあっては、 <u>12,474円</u>)
4 級	<u>13,600円</u>

オ 研究職給料表

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	8,000円。ただし、2号給 <u>6,034円</u> 、3号給 <u>6,232円</u> 、4号給 <u>6,457円</u> 、5号給 <u>6,741円</u> 、6号給 <u>7,078円</u> 、7号給 <u>7,461円</u> 、8号給 <u>7,866円</u>
2 級	<u>9,600円</u> 。ただし、2号給 <u>8,235円</u> 、3号給 <u>8,671円</u> 、4号給 <u>9,076円</u> 、5号給 <u>9,486円</u>
3 級	<u>11,500円</u> 。ただし、1号給 <u>11,443円</u>
略	
5 級	<u>15,600円</u> 。ただし、1号給 <u>15,268円</u>

カ 医療職給料表(1)

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	<u>11,100円</u> 。ただし、2号給 <u>10,584円</u> 、3号給 <u>11,029円</u>
2 級	<u>13,800円</u> 。ただし、1号給 <u>13,270円</u>
略	
4 級	<u>16,500円</u>

キ 医療職給料表(2)

職務の級	調 整 基 本 額
略	
2 級	8,000円。ただし、2号給 <u>7,924円</u>
3 級	9,600円。ただし、1号給 <u>9,211円</u> 、2号給 <u>9,531円</u>
略	
5 級	<u>11,100円</u>

	5号給 <u>8,599円</u> 、6号給 <u>8,910円</u> 、7号給 <u>9,225円</u> 、8号給 <u>9,558円</u> 、9号給 <u>9,913円</u> 、10号給 <u>10,408円</u> 、11号給 <u>10,926円</u> 、12号給 <u>11,448円</u>
3 級	<u>12,300円</u> (給与条例別表第3イの備考(2)に定める職員にあっては、 <u>12,500円</u>)。ただし、1号給 <u>12,150円</u> (同表イの備考(2)に定める職員にあっては、 <u>12,500円</u>)
4 級	<u>13,700円</u>

オ 研究職給料表

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	8,000円。ただし、2号給 <u>6,052円</u> 、3号給 <u>6,250円</u> 、4号給 <u>6,480円</u> 、5号給 <u>6,763円</u> 、6号給 <u>7,101円</u> 、7号給 <u>7,483円</u> 、8号給 <u>7,888円</u>
2 級	<u>9,700円</u> 。ただし、2号給 <u>8,257円</u> 、3号給 <u>8,698円</u> 、4号給 <u>9,108円</u> 、5号給 <u>9,517円</u>
3 級	<u>11,500円</u> 。ただし、1号給 <u>11,479円</u>
略	
5 級	<u>15,600円</u> 。ただし、1号給 <u>15,318円</u>

カ 医療職給料表(1)

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	<u>11,100円</u> 。ただし、2号給 <u>10,615円</u> 、3号給 <u>11,061円</u>
2 級	<u>13,800円</u> 。ただし、1号給 <u>13,311円</u>
略	
4 級	<u>16,600円</u>

キ 医療職給料表(2)

職務の級	調 整 基 本 額
略	
2 級	8,000円。ただし、2号給 <u>7,947円</u>
3 級	9,600円。ただし、1号給 <u>9,243円</u> 、2号給 <u>9,562円</u>
略	
5 級	<u>11,200円</u>

6 級	11,900円
略	

ク 医療職給料表 (3)

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	8,000円。ただし、2号給6,817円、3号給7,069円、4号給7,330円、5号給7,609円、6号給7,974円
2 級	9,900円。ただし、2号給8,023円、3号給8,401円、4号給8,820円、5号給9,072円、6号給9,337円、7号給9,603円
3 級	10,200円。ただし、1号給9,909円
略	
7 級	13,300円

6 級	12,000円
略	

ク 医療職給料表 (3)

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	8,100円。ただし、2号給6,840円、3号給7,092円、4号給7,353円、5号給7,632円、6号給8,001円
2 級	9,900円。ただし、2号給8,050円、3号給8,428円、4号給8,847円、5号給9,103円、6号給9,369円、7号給9,634円
3 級	10,300円。ただし、1号給9,940円、2号給10,251円
略	
7 級	13,400円

附 則

この規則は、平成18年1月1日から施行する。

給料表の適用範囲に関する規則及び職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年12月26日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

鳥取県人事委員会規則第38号

給料表の適用範囲に関する規則及び職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

(給料表の適用範囲に関する規則の一部改正)

第1条 給料表の適用範囲に関する規則(昭和32年鳥取県人事委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(教育職給料表)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 教育職給料表(1)の備考2の人事委員会規則で定める職員は、前項第1号に掲げる者のうちその職務の級が3級である者とする。</p>	<p>(教育職給料表)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 教育職給料表(1)の備考(2)の人事委員会規則で定める職員は、前項第1号に掲げる者のうちその職務の級が3級である者とする。</p>

<p>3 略</p> <p>4 教育職給料表(2)の備考2の人事委員会規則で定める職員は、前項第1号に掲げる者のうちその職務の級が3級である者とする。</p>	<p>3 略</p> <p>4 教育職給料表(2)の備考(2)の人事委員会規則で定める職員は、前項第1号に掲げる者のうちその職務の級が3級である者とする。</p>
---	---

(職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正)

第2条 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和32年鳥取県人事委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(昇格させた場合の給料月額)</p> <p>第8条の4 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 教育職給料表(1)又は教育職給料表(2)の職務の級3級又は4級に職員を昇格させた場合における当該昇格後の給料月額に関しては、給与条例別表第3アの備考2又はイの備考2の規定の適用がないものとして第1項各号の規定を適用するものとする。</p>	<p>(昇格させた場合の給料月額)</p> <p>第8条の4 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 教育職給料表(1)又は教育職給料表(2)の職務の級3級又は4級に職員を昇格させた場合における当該昇格後の給料月額に関しては、給与条例別表第3アの備考(2)又はイの備考(2)の規定の適用がないものとして第1項各号の規定を適用するものとする。</p>
<p>(降格させた場合の給料月額)</p> <p>第8条の5 略</p> <p>2 略</p> <p>3 教育職給料表(1)又は教育職給料表(2)の職務の級3級又は4級から職員を降格させた場合における当該降格後の給料月額に関しては、給与条例別表第3アの備考2又はイの備考2の規定の適用がないものとして第1項各号の規定を適用するものとする。</p>	<p>(降格させた場合の給料月額)</p> <p>第8条の5 略</p> <p>2 略</p> <p>3 教育職給料表(1)又は教育職給料表(2)の職務の級3級又は4級から職員を降格させた場合における当該降格後の給料月額に関しては、給与条例別表第3アの備考(2)又はイの備考(2)の規定の適用がないものとして第1項各号の規定を適用するものとする。</p>

附 則

この規則は、平成18年1月1日から施行する。

初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年12月26日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

鳥取県人事委員会規則第39号

初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当の支給に関する規則（昭和37年鳥取県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。
別表の表を次のように改める。

職員の区分 期間の区分	1 項 職 員					2 項職員
	1 種	2 種	3 種	4 種	5 種	
	円	円	円	円	円	円
1 年 未 満	306,900	268,500	216,000	159,100	100,100	50,000
1 年 以 上 2 年 未 満	306,900	268,500	216,000	159,100	100,100	50,000
2 年 以 上 3 年 未 満	306,900	268,500	216,000	159,100	100,100	50,000
3 年 以 上 4 年 未 満	306,900	268,500	216,000	159,100	100,100	50,000
4 年 以 上 5 年 未 満	306,900	268,500	216,000	159,100	100,100	50,000
5 年 以 上 6 年 未 満	306,900	268,500	216,000	159,100	100,100	50,000
6 年 以 上 7 年 未 満	306,900	268,500	216,000	159,100	100,100	48,200
7 年 以 上 8 年 未 満	306,900	268,500	216,000	159,100	100,100	46,400
8 年 以 上 9 年 未 満	306,900	268,500	216,000	159,100	100,100	44,600
9 年 以 上 10 年 未 満	306,900	268,500	216,000	159,100	100,100	42,800
10 年 以 上 11 年 未 満	306,900	268,500	216,000	159,100	100,100	41,000
11 年 以 上 12 年 未 満	306,900	268,500	216,000	159,100	100,100	39,200
12 年 以 上 13 年 未 満	306,900	268,500	216,000	159,100	100,100	37,400
13 年 以 上 14 年 未 満	306,900	268,500	216,000	159,100	100,100	35,600
14 年 以 上 15 年 未 満	306,900	268,500	216,000	159,100	100,100	34,200
15 年 以 上 16 年 未 満	306,900	268,500	216,000	159,100	100,100	32,800
16 年 以 上 17 年 未 満	302,500	264,500	212,700	156,500	98,500	31,400
17 年 以 上 18 年 未 満	298,100	260,500	209,400	153,900	96,900	30,000
18 年 以 上 19 年 未 満	293,700	256,500	206,100	151,300	95,300	28,600
19 年 以 上 20 年 未 満	289,300	252,500	202,800	148,700	93,700	27,200
20 年 以 上 21 年 未 満	284,900	248,500	199,500	146,100	92,100	25,800
21 年 以 上 22 年 未 満	273,000	238,600	192,200	140,500	88,800	25,200
22 年 以 上 23 年 未 満	260,800	228,500	184,700	135,200	85,100	24,600
23 年 以 上 24 年 未 満	249,000	218,800	177,700	129,600	81,900	23,700
24 年 以 上 25 年 未 満	237,100	208,800	170,300	124,300	78,200	23,100
25 年 以 上 26 年 未 満	225,100	198,900	163,100	118,900	74,900	22,500
26 年 以 上 27 年 未 満	210,000	185,200	152,000	111,100	70,000	21,900
27 年 以 上 28 年 未 満	195,200	171,800	141,400	103,200	65,500	21,300
28 年 以 上 29 年 未 満	180,300	158,400	130,600	95,400	61,100	20,600
29 年 以 上 30 年 未 満	165,100	144,700	119,500	87,600	56,200	20,300
30 年 以 上 31 年 未 満	147,800	129,800	108,000	79,100	51,500	19,900
31 年 以 上 32 年 未 満	130,400	114,800	96,200	70,700	46,400	19,300
32 年 以 上 33 年 未 満	113,300	100,100	84,800	62,000	41,900	18,500
33 年 以 上 34 年 未 満	82,800	75,300	65,300	49,400	33,800	17,600
34 年 以 上 35 年 未 満	55,000	52,500	47,500	37,500	26,500	16,900

附 則

この規則は、平成18年1月1日から施行する。